前 金	部 分 払	
有	_	口

 令
 和
 4
 年
 度

 北 道 新 補 第 1 - 2 号

上浜町一身田町第1号線道路詳細設計業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

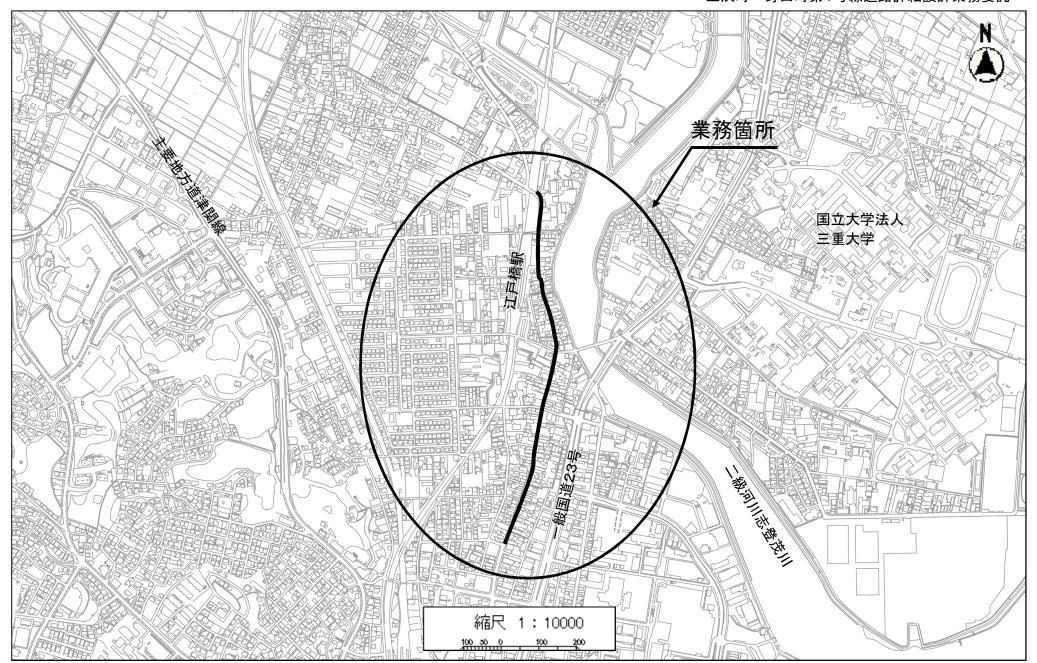
津

建設部津北工事事務所

令和4	年度	北道新補	第1-	2号			業	務	委	託	設	計	書
委託場	日 〒広	津市上浜町三丁目	はみ、9 町地	- 				担当副	削参事				
安託物	宛 別	伊川上供 <u>叫</u> 二 1 日	(字/),2 而1 近	ΥIJ				検り	章者				
委託		上派町 . 包田町笠	1 円.始.苦败:	⇒¥ 彡m ⇒几 ⇒J	.			調整担	当主幹				
安 託	1	上浜町一身田町第	1万湫坦岭	古 千水山	未伤安託			担当	主幹				
⇒九 ⇒1.	· <i>生</i> 否							担当副	削主幹				
設 計	領	(うち消費税等	相当額)		設ま	十者				
园/二#	l a 88	Δ.Fr. 4.Fr.1	0 1 1 0 1	7F 10									
履行其	州 间	令和 4年1	2月12日	段り									
長		_	ф		-								
			業	務	0	ク		大	萝	į			
道路部	羊細設計				一式								

位 置 図

令和4年度北道新補第1-2号 上浜町一身田町第1号線道路詳細設計業務委託



	度北道新補第1-2号		当初	業		業務
	身田町第1号線道路詳細設計業務委託	1		項目	•	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
道路設計		式		1		
道路設計		式		1		
道路詳細設計		式		1		
道路詳細設計(B)	縮尺1/1,000;0.95km;しない[0%];しない[0%];いずれも設計しない[-10%];しない[0%];道路設計と一体で行わない[0%];含めない[0%];含めない[0%]	(km) 式		1		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
電子成果品作成費(設計)		式		1		

	度北道新補第1-2号 身田町第1号線道路詳細設計業務委託		当初	業項目		業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
共通	/26114	式	1171-120-22	1	2V=3; Hh/V	3142
共通(設計業務)		式		1		
打合せ等		式		1		
打合せ		業務		1		
関係機関打合せ協議		機関		1		
直接原価		式		1		
その他原価		式		1		
業務原価		式		1		

	和4年度北道新補第1-2号		当初	業		
	浜町一身田町第1号線道路詳細設計業務委託			項		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
一般管理費等		式		1		
設計業務価格		式		1		
解析等調查		式		1		
直接業務費		式		1		
解析等調查		式		1		
解析調査		式		1		
直接原価		式		1		
業務原価		式		1		

	度北道新補第1-2号 身田町第1号線道路詳細設計業務委託		当初	業項目		質調査業務 ^弗
項目・工種・種別・細別	另田町第1	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
一般管理費等	2011	式	117-2X-11	1	N. HVA	
解析等調査業務価格		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費計		式		1		

令和4年度北道新補第1-2号

上浜町一身田町第1号線道路詳細設計業務委託

数量総括表

いい : 道路設計

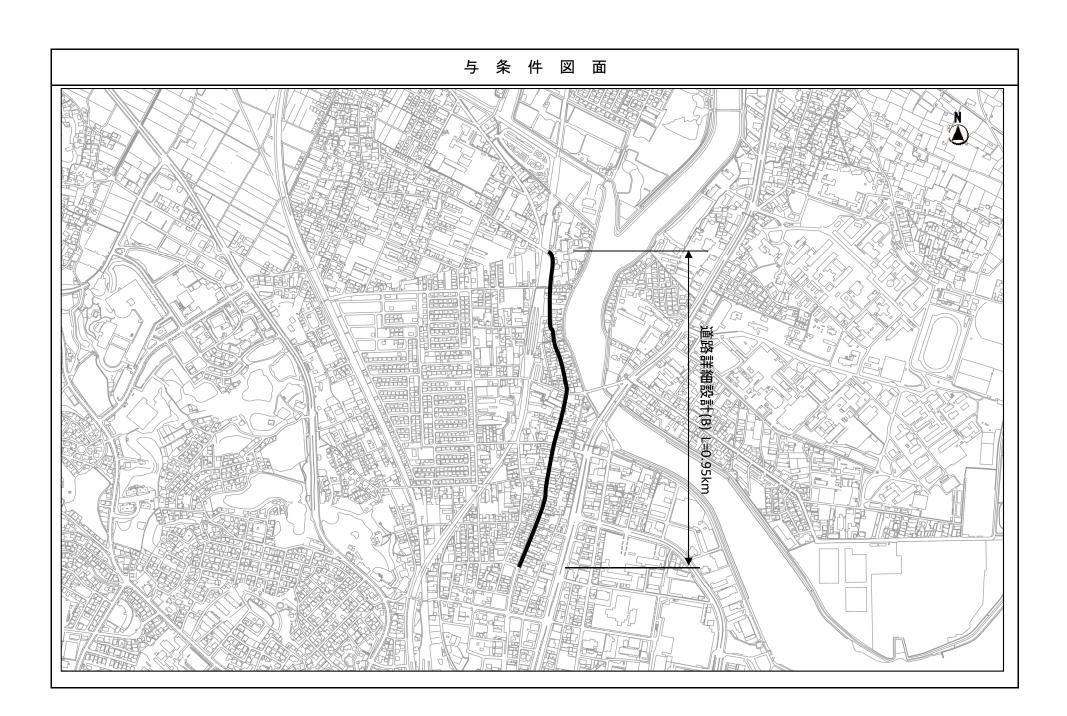
いが : 直接経費

いが : 共通

レベル1 : 解析等調査

		I	- 事	数	量	総	括	表			
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)		レベル4 (細別)			ル゛ 5 (規格)		単位	数量	摘要
道路設計									式	1	
	道路設計								式	1	
		道路詳細設計				د			式	1	
			道路誀	羊細設計	(B)		尺1/1000 地 L=0.9		(km)式	1	1車線 複断面なし 暫定計画なし
直接経費									式	1	
	直接経費								式	1	
		電子成果品作成費							式	1	
			電子成果	品作成費	是(設計)				式	1	
共通									式	1	
	共通 (設計業務)								式	1	
		打合せ等				1-			式	1	
			;	打合せ]回·納品 中間5回		業務	1	
			関係機	関打合せ	t協議	公	安委員会	<u> </u>	機関	1	
解析等調査									式	1	
	直接業務費								式	1	

		I	事数	量 総 括 表			
ル [*] ル1 (工事区分)	レベル2 (エ種)	レベル3 (種別)	レ^*ル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
		解析等調査			式	1	
		731 171 13 301322	解析調査	室内CBR用資料採取 変状土70kg採取 変状土CBR試験 設計CBR 2モール・	式	1	N=6試料分 (1試料/箇所)



特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

オ	工	ク ス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イ ※ ※	ア 適用図書	明示項目
管理技術者の要件 の要件 年 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	口程関係	成果の提出	業務計画等	三世	項目
管理技術者は、 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	図 別途業務との (別途業務名 図 関係機関との □ その他(田田	図 契約締結後 実施総治に了の1 を贈贈して3 に3 日期に表 日期に表 の合(図 設計業務等委託契約書 図 設計業務等共通仕様書 部分改定を行った 図 三重県公共工事共通仕が 部分改定を行った ○ ○ その他 (
者は、(□ 下記の者 図 下記のいずれかの者 技術士 (図 建設 部門 道路 科目、 □ □ 部門・科目を問わない) 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 R C C M の資格保持者 (図 道路 部門、 □ 部門を問わない) 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要 者 者 予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配	別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名:令和4年度北道新補第1-1号 上浜町- 関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必	電子記憶操体で提出すること。ただし、を S 電子納品運用マニュアル【令和 3 年 7 月	14 日以内に業0日前までに数量報0日前までに数量報提出する。 監督員が提出を要	計業務等委託契約書 計業務等共通仕様書(三重県)【令 部分改定を行った内容も含む(貨 重県公共工事共通仕様書(三重県) 重別公共工事共通仕様書(三重県)	明示事項
下記のいずれかの者) 道路 科目、 口 日 日 日 日 日 日 日 日	1-1号 上浜町-]途資料作成必	受主 楽学 次門】 に 楽門】 に 2 3 割 (ii書 (工程表) (工種、設計数 たときすみやか	【令和3年11月制定】 』(最新改定 年 月) 〔県)【令和2年8月制定】 』(最新改定令和3年7月)	(条件及び内容)
技術者は、(□下記の者 図下記のいずれかの者)とする。	-身田町第1号路線測量業務委託) 、要あり))	については二里県CAL よるものとする。 口 ()部)とする。 口 ()部)とする。)、年度・委託名・完成年する。	を監督員に提出する。 (量、実施数量等を記載) いに提出する。	定】 月) 月制定】 年7月))	

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明
- 2.議 示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協
- ω し、適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

Þ	#	لا	
資料の貸与	五 中 士 士	照音	明示項目
発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。	図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 とする。 中間打合せ回数は 5 回とする。 中間打合せに数は 5 回とする。 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 関査技術者については(図 設計業務着手時 □ 中間打合せ 回 成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む))の打合せに出席するものとする。		明示事項(条件及び内容)

()

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明
- 2.議 示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協
- ω し、適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 令和3年11月

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

		П	7	
		その他	業後	明示項目
		舍	業務条件	項目
			,,	
	[2]	Ŋ	፟ □	
大の街	設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 こと。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物(設計図面、数量計算書等)の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。	業務条件は下記のとおりとする。 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法についいては監督員の指示によるものとする。	明示事項(条件及び内容)

(注)

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明
- 2.議 示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協
- ω し、適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 令和3年11月

前金支払いに関する事項

当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。 場合で、市が必要と認めたときには、 払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した 請負代金の額が130万以上の契約において、 契約額の10分の3以内で、かつ 受注者が公共工事の前

(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。	
2 公契約の解除等。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等 の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答 をしたとき。	
ればならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。	
なります。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなけ	
(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければない。	
本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。	津市公契約条例
品、地方生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。	
1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製	
本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じな かった場合に、受注者に対して、不利益を課すものでけありません。	配慮依賴事項
。 突സ寺の呼ば 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との 契約等については、これを解除することができる。	
_1≥≤ (
さ、受任者は本市に契約期間の延長等を来めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有	
に通報し関係上必要な協力をするものとする。この場合において、関係上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったと、お、受注者等が不当分入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったと	
を培業するであってはよりない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を 受けたさは、断囲としてれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署 受けたとは、断囲とは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	
3 開展へきを医用してはなりない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物 が理業者等を利用してはならない。	
1 安汪者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められて下請負し、第一の対象を表に、	
いら。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市第76号)において使用する用語の例による。	人の排除等
本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」と	暴力団等の不当介
条件築及び内容	特記事項